

# 須恵町コミュニティバス料金減免証を交付します

須恵町コミュニティバスでは、小学生以下の子ども、65歳以上の人ならびに障がいがある人には料金の減免を行なっています。65歳以上の方は、健康福祉課発行の介護保険被保険者証を、障がいがある方は、所持している身体障害者手帳などを乗務員に提示することとしています。

平成30年8月1日から、介護保険被保険者証や障害者手帳などに代わるものとして須恵町コミュニティバス料金減免証を発行します。減免証が必要な人は、次のとおりまちづくり課で申請してください。

## 【申請手順】

①まちづくり課窓口で須恵町コミュニティバス料金減免証明申請書に必要事項を記入してください。その際、減免対象の証明となる介護保険被保険者証や身体障害者手帳などを提示してください。



②まちづくり課で審査を行い、須恵町コミュニティバス料金減免証を発行します。



③須恵町コミュニティバスをご利用の際は、必ず減免証を乗務員に提示してください。



No. \_\_\_\_\_

**須恵町コミュニティバス料金減免証**

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

須恵町

表面

## ◎ 取り扱い上の注意

1. コミュニティバスに乗車するときは、必ず携帯し、関係者から求めがあった場合は、提示してください。
2. 他人に貸与したり、譲渡したりしないでください。
3. 紛失やき損しないようにしてください。万一紛失された場合は、すみやかにまちづくり課に連絡してください。

裏面

※この減免証は、介護保険被保険者証や身体障害者手帳などの代わりになるものです。コミュニティバスをご利用の際に、今までどおり介護保険被保険者証や身体障害者手帳などを提示いただいても減免いたします。

ご不明な点は、まちづくり課 コミュニティ係までお問い合わせください。

問い合わせ先 まちづくり課 コミュニティ係  
 ☎ 932-1153 (ダイヤルイン)  
 ☎ 932-1151 (内線342)



今月のポイント

携帯電話・スマートフォンのトラブルに注意!

スマートフォンはパソコンとほぼ同様の機能がありながら、子どもでも簡単に操作ができるため、注意が必要です。メールが届いたり、「登録完了」の画面が出たりした時点では、契約者の個人情報には扱われる場合は十分に注意しましょう。

### 相談事例①

携帯電話に「以前利用した有料サイトを無料期間内に退会していないため、料金が発生している。このまま放置すれば身辺調査に入る」といった内容のメールが、知らない業者から届いた。しかし、該当の有料サイトを利用した覚えはまったくない。

### アドバイス

これは架空請求です。

★以前は、ハガキが主な手段でしたが、最近は、携帯電話にメールで届くという相談の事例が多くなっています。

「法的措置」や「身辺調査」などと脅迫めいた言葉を使い、不安にさせて、連絡をさせる手口です。

絶対に連絡をしないようにしましょう。

### 相談事例②

小学生の孫が私のスマートフォンで遊んでいたら、サイトにつながり高額な登録料を請求された。年齢確認画面が出たようだが、孫はよく分からないまま画面を触ったようだ。

### アドバイス

パソコンで多いワンクリック請求の手口です。

★年齢確認画面を触っただけでは、契約は成立したとはいえないので支払う必要はありません。



スマートフォンはパソコンとほぼ同様の機能がありながら、子どもでも簡単に操作ができるため、注意が必要です。メールが届いたり、「登録完了」の画面が出たりした時点では、契約者の個人情報には扱われる場合は十分に注意しましょう。

**消費生活相談のお知らせ**  
 かすや中南部  
 広域消費生活センター  
 ▼開設日 月曜～金曜  
 (祝日・年末年始は休み)  
 ▼相談時間 10時～15時30分  
 ▼場所 志免町地域安全安心センター2階 (志免町志免中央1の10の10)  
 ▼問い合わせ先 ☎ 936・1594

**須恵町消費生活出張相談窓口**  
 ▼開設日 第2・第4月曜 (祝日・年末年始は休み)  
 ▼相談時間 10時～12時  
 ▼場所 須恵町役場2階会議室 (地域振興課前)  
 ▼問い合わせ先 ☎ 932・14308  
 ※電話での相談の際は、お手元に書類などを準備してご連絡をお願いします。  
 ※来所相談の際は、事前に電話にて必要書類の確認、相談日時の調整をしていただくこと円滑に相談ができます。

